平成 30 年 7 月 13 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事 江澤 和彦

平成30年7月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて

平成30年7月豪雨による被災府県内の被害の状況等に鑑み、被災者の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策として、本年7月11日に厚生労働省は、医療・介護の保険者に対する支援策の実施要請および各保険者の意向確認を行い、翌7月12日に、介護サービス事業所等における利用料の支払い免除等に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

利用料の支払い免除等を実施する市町村は別紙のとおりであり、対象者の要件は下記のとおりです。

【対象者の要件】

- (1) 及び(2) のいずれにも該当する者であること。
- (1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介 護保険法第9条の被保険者であること。
- (2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

なお、当該措置の取扱いは平成30年10月末までの介護サービス分であるとともに、介護 保険施設等における食費・居住費については自己負担分の支払いが必要となります。

また、本年7月13日に厚生労働省より、利用料の支払い免除等に関する利用者向けおよび

事業者向けのリーフレットが発出されましたので、併せてお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へ ご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成30年7月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて (平30.7.12 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)
- ・平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて (平30.7.12 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、介護保険計画課、高齢者支援 課、振興課、老人保健課)
- ・平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について(要請・意向確認 依頼)

(平30.7.11 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、老健局介護保険計画課)

- ・平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について (平30.7.13 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、老健局介護保険計画課)
- ・平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて (リーフレット)

(平 30.7.13 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、介護保険計画課、高齢者支援 課、振興課、老人保健課)



事 務 連 絡 平成30年7月12日

高知県地域福祉部 鳥取県福祉保健部 広島県保健福祉部 岡山県保健福祉部 京都府健康福祉部 兵庫県健康福祉部 愛媛県保健福祉部 岐阜県健康福祉部

一御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年7月豪雨で被災した被保険者に係る 利用料の負担等の取扱いについて

「平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて(平成30年7月12日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。(別添))により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところでありますが、市町村における利用料の取扱いについては下記のとおりでありますので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村に対する周知等をよろしくお願いいたします。

記

- 1 事務連絡に基づき、介護サービス事業所等において利用料の支払いを猶予され、 費用の 10 割を審査支払機関等へ請求された介護給付費請求書に係る利用料につい ては、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除することがで きることとすること。
- 2 1に基づく利用料の免除については、市町村への特別調整交付金による財政支援を行う予定であり、詳細を後日お知らせすること。
- 3 なお、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

事 務 連 絡 平成30年7月12日

各 都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介護保険計画課 高齢者支援課 振 興 課 老人保健課

平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて

平成30年7月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、第136条第1項及び第161条第1項、指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第5項及び第115条の47第8項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1に掲げる者について2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払い を受ける必要がある。

1 対象者の要件

- (1) 及び(2) のいずれにも該当する者であること。
- (1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適 用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介護保険法(平成9年第123号) 第9条の被保険者であること。
- (2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成30年10月末までの介護サービス分

- 3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について
- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、 保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。 ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日 等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払 機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

実施市町村

	都道府県	市町村
1		高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11	岐阜県	下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21	Was a second	加茂郡川辺町
22	兵庫県	豊岡市

23		篠山市	
24		朝来市	
25		宍粟市	
26		赤穂郡上郡町	
27		美方郡香美町	
28		姫路市	
29		西脇市	
30		丹波市	
31		多可郡多可町	
32		佐用郡佐用町	
33		養父市	
34		たつの市	
35		神崎郡市川町	
36		神崎郡神河町	
37	_ 	鳥取市	
38		八頭郡若桜町	
39		八頭郡智頭町	
40		八頭郡八頭町	
41		東伯郡三朝町	
42	鳥取県	西伯郡南部町	
43		西伯郡伯耆町	
44		日野郡日南町	
45		日野郡日野町	
46		日野郡江府町	
47		岡山市	
48	岡山県	倉敷市	

49		玉野市
50		笠岡市
51		井原市
52		総社市
53		高梁市
54		新見市
55		瀬戸内市
56		赤磐市
57		真庭市
58		浅口市
59		都窪郡早島町
60		浅口郡里庄町
61	et.	苫田郡鏡野 町
62		英田郡西粟倉村
63		加賀郡吉備中央町
64		小田郡矢掛町
65		広島市
66		呉市
67		竹原市
68		三原市
69		尾道市
70	広島県	福山市
71		府中市
72		東広島市
73		江田島市
-		安芸郡府中町
74		メエのアプサー

a.V

75		ch ste no se com
75		安芸郡海田町
76		今治市
77	愛媛県	宇和島市
78		北宇和郡鬼北町
79		安芸市
80		香南市
81		長岡郡本山町
82	高知県	宿毛市
83		土佐清水市
84		幡多郡三原村
85		幡多郡大月町



事 務 連 絡 平成30年7月12日

各 都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室 介護保険計画課 高齢者支援課 振興課 老人保健課

平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の 介護サービス事業所等における取扱いについて

平成30年7月豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、第136条第1項及び第161条第1項、指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第5項及び第115条の47第8項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1に掲げる者について2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払い を受ける必要がある。

1 対象者の要件

- (1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。
- (1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適 用市町村のうち、別紙に掲げる市町村の介護保険法(平成9年第123号) 第9条の被保険者であること。
- (2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成30年10月末までの介護サービス分

- 3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について
- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、 保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。 ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日 等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払 機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

実施市町村

	都道府県	市町村
1		高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11	岐阜県	下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21		加茂郡川辺町
22	兵庫県	豊岡市

		/de.iit-
23		篠山市
24		朝来市
25		央粟市
26		赤穂郡上郡町
27		美方郡香美町
28		姫路市
29		西脇市
30		丹波市
31		多可郡多可町
32		佐用郡佐用町
33		養父市
34		たつの市
35		神崎郡市川町
36		神崎郡神河町
37		鳥取市
38		八頭郡若桜町
39		八頭郡智頭町
40		八頭郡八頭町
41		東伯郡三朝町
42	鳥取県	西伯郡南部町
43		西伯郡伯耆町
44		日野郡日南町
45		日野郡日野町
46		日野郡江府町
47		岡山市
48	岡山県	倉敷市

	49	1.5	玉野市	
	50		笠岡市	
	51		井原市	
	52		総社市	
	53		高梁市	
	54		新見市	
	55		瀬戸内市	
	56		赤磐市	
	57		真庭市	
	58		浅口市	
	59		都窪郡早島町	- 272-27-27-27-27
	60		浅口郡里庄町	
	61		苫田郡鏡野町	
	62		英田郡西粟倉村	
	63		加賀郡吉備中央町	
	64		小田郡矢掛町	1,015
	65		広島市	
	66	広島県	呉市	
	67		竹原市	
	68		三原市	
	69		尾道市	
3.	70		福山市	
	71		府中市	
	72		東広島市	
	73		江田島市	
	74		安芸郡府中町	11

75		安芸郡海田町	
76		今治市	
77	愛媛県	宇和島市	
78		北宇和郡鬼北町	
79		安芸市	
80		香南市	
81		長岡郡本山町	
82	高知県	宿毛市	
83		土佐清水市	
84		幡多郡三原村	
85		幡多郡大月町	



事 務 連 絡 平成30年7月11日

高知県
鳥取県
広島県
岡山県
京都府
兵庫県
愛媛県
岐阜県
民生主管部(局)
国民健康保険所管課(部)
後期高齢者医療制度所管課(部)
介護保険所管課(部)
後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局国民健康保険課 厚生労働省保険局高齢者医療課 厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施 について(要請・意向確認依頼)

平成30年7月豪雨による貴県内の被害の状況等を鑑み、被災者の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策として、医療・介護の保険者に別添の支援策の実施をお願いしたいと考えています。

つきましては、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村に係る貴管内保険者における一部負担金・利用料の免除等の実施の意向について、下記の要領によりご確認、ご報告いただきますようお願いします。

記

- 1 被災者に対する一部負担金・利用料の免除等について、保険者が以下のいずれかの意向を有するか。
 - ① 当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等 における一部負担金・利用料の支払いが猶予され、さらに、猶予された分

6.0

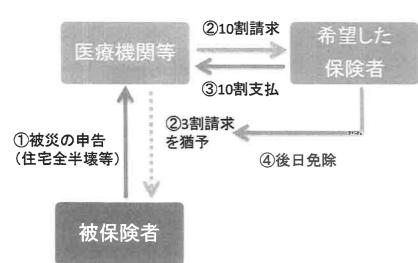
について免除すること。

- ② 当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いが猶予されること。
- ③ 猶予・免除の意向がない。
- 2 報告期限 確認できるところから速やかにご報告願います。
 - ※ ①②と回答いただいた保険者におかれては、平成30年7月豪雨により被 災した被保険者が保険医療機関・介護サービス事業所等にかかった際に混乱 を招かないよう、今後、別途事務連絡等で、一部負担金・利用料の支払いの 猶予の対象となる医療保険者・介護保険者として、全国の保険医療機関・介 護サービス事業所等に対して保険者名を周知させていただきますので、ご理 解のほどよろしくお願い申し上げます。

平成30年7月豪雨の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策について

- 〇 災害救助法が適用された市町村に係る<u>各保険者に対し要請の上、意向を聴取し、希望する保険者</u> については、東日本大震災類似の以下の対応を実施。
 - 1) 医療機関等(介護サービス事業所等を含む。)の<u>窓口で</u>、住宅全半壊・床上浸水等の<u>被災をしていると申告した医療・介護の被保険者</u>については、一部負担金・利用料の支払いを猶予する
 - ※ 保険者の判断により、猶予された者について、一部負担金・利用料の免除をすることができる
 - 2) その場合、医療機関等から保険者に10割請求をする
 - 3) 保険者は後日免除を行い、10割を医療機関等に支払う
- ※ 上記対応については、国においても、リーフレット等により避難所、医療機関等に積極的に周知をする。

<イメージ>



<留意事項>

- ① 免除できるのは一部負担金・利用料のみであり、食費等の自己負担分 については窓口で徴収
- ② 免除する対象者は、支援の必要性を考慮し、以下の者とする
 - 1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
 - 2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - 3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
 - 4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
 - 5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
 - ※ 通常の免除基準では収入・資産要件もあるが、今回その要件に限らずできることとする。
 - ※ この措置に基づき免除した自治体の負担分(介護保険は1号保険料相当分)については特別調整交付金による財政支援の対象となる。
- ③ 行政機能が低下しているところに限らず、災害救助法が適用される全市 町村に対して照会(判断が間に合わない市町村については随時追加)
- ④ 県外の保険医療機関も対象に、当面、10月診療分・サービス分まで実施する予定



事 務 連 絡 平成30年7月13日

高知県 鳥取県 広島県 岡山県 京都府 兵庫県 愛媛県 岐阜県 民生主管部(局) 国民健康保険所管課(部) 後期高齢者医療制度所管課(部) 介護保険所管課(部)

後期高齢者医療広域連合事務局

厚生労働省保険局国民健康保険課 厚生労働省保険局高齢者医療課 厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について

平成30年7月豪雨に係る保険者における一部負担金の取扱いについては、「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」(平成30年7月12日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)及び「平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス異業者等における取扱いについて」(平成30年7月12日付け厚生労働省老健局総務課認知症対策推進室ほか事務連絡)においてお示ししたところですが、今般、当該取扱いについての説明のための資料(患者向けリーフレット)を別添のとおり作成しましたので、貴管内保険者に対し周知を図っていただくとともに、当該資料も活用し、以下のような方法により、被保険者や関係者への周知・広報が適切に行われるよう取り計らいをお願いいたします。

<想定される周知・広報>

- ・保険者の窓口における配布、掲示
- ・保険者のHP、広報誌等における掲載
- ・医療機関、介護サービス事業所等における配布、掲示
- ・避難所における周知
- ・個別の在宅訪問の機会を通じた周知
- ・その他これに準ずる方法による周知

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ <u>災害救助法の適用市町村の住民の方で</u>、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

「岡山県」

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西粟倉村 加賀郡吉備中央町 小田郡矢掛町 岡山県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

- ※ この免除を受けるには、上記の①~⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ <u>上記以外の</u>保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は 各保険者にお問い合わせください。
- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ <u>災害救助法の適用市町村の住民の方で</u>、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岐阜県]

高山市 関市 中津川市 恵那市 美濃加茂市 可児市 山県市 飛騨市 本巣市 郡上市 下呂市 加茂郡坂祝町 加茂郡七宗町 加茂郡八百津町 加茂郡白川町 加茂郡東白川村 大野郡白川村 岐阜市 美濃市 加茂郡富加町 加茂郡川辺町 岐阜県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

- ※ この免除を受けるには、上記の①~⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ <u>上記以外の</u>保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は 各保険者にお問い合わせください。
- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ <u>災害救助法の適用市町村の住民の方で</u>、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[京都府]

京都府後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

- ※ この免除を受けるには、上記の①~⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ <u>上記以外の</u>保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は 各保険者にお問い合わせください。
- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ <u>災害救助法の適用市町村の住民の方で</u>、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② すたる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[広島県]

広島市 吳市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 広島県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

- ※ この免除を受けるには、上記の①~⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ <u>上記以外の</u>保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は 各保険者にお問い合わせください。
- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ <u>災害救助法の適用市町村の住民の方で</u>、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[高知県]

安芸市 香南市 長岡郡本山町 宿毛市 土佐清水市 幡多郡三原村 幡多郡大月町 高知県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

- ※ この免除を受けるには、上記の①~⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ <u>災害救助法の適用市町村の住民の方で</u>、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

对象保険者

[鳥取県]

鳥取市 東伯郡三朝町 西伯郡南部町 西伯郡伯耆町 日野郡日南町 日野郡日野町 日野郡江府町 鳥取県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

八頭郡若桜町(※) 八頭郡智頭町(※) 八頭郡八頭町(※)

(※)介護保険のみ

- ※ この免除を受けるには、上記の①~⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ <u>災害救助法の適用市町村の住民の方で</u>、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[兵庫県]

豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 赤穂郡上郡町 美方郡香美町 姫路市 西脇市 丹波市 多可郡多可町 佐用郡佐用町 養父市 たつの市 神崎郡市川町 神崎郡神河町 兵庫県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

- ※ この免除を受けるには、上記の①~⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。
- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ <u>災害救助法の適用市町村の住民の方で</u>、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①~⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

(平成30年10月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

「愛媛県]

今治市 宇和島市 北宇和郡鬼北町(※) 愛媛県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(※)介護保険のみ

- ※ この免除を受けるには、上記の①~⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ <u>上記以外の</u>保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は 各保険者にお問い合わせください。
- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。



事 務 連 絡 平成30年7月13日

各 都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の 介護サービス事業所等における取扱いについて (リーフレット)

平成30年7月豪雨による災害発生に関し、「平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」(平成30年7月12日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

介護サービス事業所の方々へ



被災された方々が介護サービスを利用され る際には下記の点にご留意ください。

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供できます

被災により、利用者さんが被保険者証・負担割合証を紛失又は自宅等に残したま ま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- •氏名
- *生年月日
- •住所
- •負担割合

を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2. 以下の方々については、平成30年10月末まで の介護サービスに係る窓口での利用料の支払いを 受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する利用者さんからは、窓口で<u>利用料を受け取る</u> 必要はありません。(被災地以外の介護サービス事業所を利用された場合も同様です。)

- ※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。
- (1)平成30年7月豪雨により災害救助法が適用された一部の市町村の介護保険に加入されている方

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された 皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

- (2)以下のいずれかに該当する旨を申し出た方
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨 ※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。